

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保安林の指定の解除
解除予定の保安林
- 土地改良事業計画の適否の決定 (二件)
- 公共測量の実施
- 国有財産の用途廃止 (三件)
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
- 河川区域の廃止
- 廃川敷地の生成

告 示

鳥取県告示第九百二十六号
 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条第二項の規定に
 より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十八年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 (一) 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字妻波字大西浜一三八〇の一、一三八〇の二、一三八〇の六、大字由良宿字西浜一九五四の三、二二二二 (以上五筆について、次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的
飛砂の防備

(三) 解除の理由

農道敷地とするため

二 (一) 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字大谷字道江二〇八四 (次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(三) 解除の理由

農道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県農林部造林課及び
 大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百二十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大呂字タワノウエ一〇五八、字滝ヶ谷一〇六七、

一〇七〇、一〇七四、一〇七六(以上五筆について、次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 解除の理由

林道敷地とするため

(二) 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大呂字滝ヶ谷一〇六九(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(三) 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百二十八号

昭和四十八年十月十七日付で境港市長から申請のあつた土地改良(森岡地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十一月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十九号

昭和四十八年十月八日付で日南町長から申請のあつた土地改良(上三栄地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十一月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、日本国有鉄道から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類

航空写真測量

二 作業期間

昭和四十八年十一月二十八日から昭和四十九年二月二十八日まで

三 作業地域

米子市長砂町、昭和町、博労町一丁目から同町四丁目まで、陽田町、目久美町、万能町、道楽町一丁目から同町四丁目まで、末広町、愛宕町、祇園町一丁目、同町二丁目、陰田町及び美吉

鳥取県告示第九百三十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年十一月二十日から用途

廃止した。

昭和四十八年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
---	---	----------	----

鳥取市湖山町字井戸東上道四三三番一地从先から同町字井戸東上道四三三番一地从先まで

八四・四二
道路敷

鳥取県告示第九百三十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年十一月二十日から用途廃止した。

昭和四十八年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
---	---	----------	----

東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ千石一九八六番三地从先から同町大字長瀬字二ノ千石一八六番一〇地まで

二四・八九
道路敷

鳥取県告示第九百三十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年十一月二十日から用途廃止した。

昭和四十八年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
倉吉市福庭字清水一五六番四地先 倉吉市福庭字清水一五六番五地先		九・〇三 一八・五一	道路敷 道路敷

鳥取県告示第九百三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百三十五号

千代川水系に係る一級河川砂田川について河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第六条第一項の規定による河川区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十八年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(図面省略)

鳥取県告示第九百三十六号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。
その関係図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十八年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 河川 of 名称

千代川水系に係る一級河川砂田川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和四十八年十一月二十七日

三 廃川敷地の位置

鳥取市広岡字石ノ内一九五番二地先及び一九五番一地先

鳥取市広岡字石ノ内一九四番二地先から同市海蔵寺字餘畷三四番一地先まで

先まで

鳥取市海蔵寺字向田二四番三地先から同市広岡字馬洗一四二番三地先まで

まで

四 廃川敷地の種類及び面積

土地 一、三八一・六五平方メートル

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】